

マネー・ローンダリング等防止ポリシー

当行およびグループ会社は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）を防止することが、金融機関に求められる責務であることを認識し、経営上の重要課題の1つとしてマネー・ローンダリング等防止に向けた対策に取り組んでまいります。

1. 組織体制

リスク統括部担当取締役をマネー・ローンダリング等の防止に関する統括管理責任者とし、リスク統括部マネー・ローンダリング対策室を統括部署とします。

2. リスクベース・アプローチ

マネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講じる等、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行います。

3. 顧客管理方針

法令等の定めに従い、取引時確認記録・取引記録等を作成・保存します。
また、顧客情報や取引内容等の調査・分析を定期的に行い、顧客属性に則した継続的な顧客管理を実施します。

4. 経済制裁および資産凍結

経済制裁対象者等との取引をフィルタリング等に基づき、排除します。
また、資産凍結等の措置に関する確認について、適時適切に実施する態勢を整備します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店等からの報告やシステムによる取引モニタリング等で検知した疑わしい取引等について、当局に対してすみやかに届出を行います。

6. コルレス先の管理

コルレス先の十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じた適切な対策等を講じます。また、営業実態のない架空銀行（いわゆる「シェルバンク」）との取引および匿名性の高い口座での取引を禁止します。

7. 役職員の研修

全役職員に対し、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を継続的に実施し、マネー・ローンダリング等の防止に関する役職員の意識醸成と専門性・適合性等の維持・向上を図ります。

8. 有効性の検証

マネー・ローンダリング等の防止に関する各施策の有効性を検証し、管理態勢の充実・強化を図ります。

以 上

【用語説明】

※マネー・ローンダリング

犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為のことをいいます。

※テロ資金供与

テロの実行支援等を目的として、テロリスト等に資金を渡す行為のことをいいます。

※拡散金融

核兵器などの大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為のことをいいます。

※リスクベース・アプローチ

金融機関等において、自らが直面するリスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずることをいいます。

※フィルタリング

経済制裁対象者等のリストと取引申出人の情報を照合することをいいます。

※モニタリング

取引データや顧客情報等から、マネー・ローンダリングや金融犯罪等に利用されていると思われる取引を抽出し、チェックすることをいいます。

※コルレス先

外国為替取引の際に相手の国にある為替銀行と業務上締結する必要がある取り決めのことをコルレス契約といい、この契約の相手先の銀行をコルレス先といいます。